給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号

鳥取県米子市東福原８丁目20番29号　コーポ黒田２号

再生債務者　松原　　洋

1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年12月14日から平成28年12月28日まで

鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（再ロ）第８号

愛媛県松山市萱町６丁目130番地４　ハイツ萱町203号

再生債務者　黒瀬　祥子

1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年12月７日から平成28年12月14日まで

松山地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第３号

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾2538番地109

再生債務者　大多和好美

1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年12月２日まで

4　一般異議申述期間　平成28年12月16日から平成29年１月６日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第４号

兵庫県三田市弥生が丘２丁目24番地２

再生債務者　木村　恭永

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月29日まで

平成28年11月８日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第９号

大阪府松原市小川１丁目５番20号

再生債務者　濱本　裕司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年12月６日まで

平成28年11月８日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第９号

札幌市手稲区新発寒７条９丁目３番５号

再生債務者　岩島　　大

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年12月７日まで

平成28年11月９日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第３号

大阪府泉大津市上之町６番21―1207号

再生債務者　市川　英二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年12月７日まで

平成28年11月９日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第３号

奈良県桜井市大字桜井939番地の２

再生債務者　馬場　克英

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年12月７日まで

平成28年11月９日　　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号

熊本県人吉市西間下町642番地１

再生債務者　山本　貴博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月９日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（再ロ）第７号

大阪府富田林市桜ケ丘町15番１―503号

再生債務者　馬場　明久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月８日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年十一月十七日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.stern-setagaya.co.jp/koukoku.html

（乙）http://stern-yokosuka.e-yokosuka.jp/koukoku.html

平成二十八年十一月十七日

東京都町田市鶴間七丁目二番一号

（甲）株式会社シュテルン

代表取締役　板東　徹　世田谷

神奈川県横須賀市大矢部三丁目一七番八号

（乙）株式会社シュテルン横須賀

代表取締役　板東　徹　行谷

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することに致しました。

効力発生日は平成二十九年一月一日であります。

この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十三日

掲載頁　六十頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十二日

掲載頁　六十三頁（号外第一五四号）

平成二十八年十一月十七日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番五号

（甲）株式会社ＳＴｕｂｅ

代表取締役社長　辰己　一道

東京都千代田区神田須田町一丁目一番地

（乙）マイティカード株式会社

代表取締役社長　高山　博喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月十七日

東京都足立区加平三丁目一六番二号

創作集団タルオシル合同会社

代表社員　島津　岳弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十二月十九日であります。

組織変更後の商号は日本不動産株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月十七日

神奈川県相模原市中央区相模原七丁目八番四―二〇五号

合同会社ＭＴ＆Ｔ不動産

代表社員　宇野　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月十七日

愛知県岩倉市宮前町三丁目五八番地

合同会社ＳＡＡＤＯＮＡＬ

代表社員　パシット・アブドル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十二月二十日であります。

組織変更後の商号は恵興業株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月十七日

三重県四日市市小杉町四五七番地一

合同会社恵興業

代表社員　日沖　圭佑